

令和 元 年度

# 「いしかわ地域の魅力創造まちづくり事業」募集

## 我（和）がまちづくり

地域のお宝を発掘し、価値を高める皆さんの  
地域のまちづくり活動・学習に対して活動費用を助成いたします。

### ●応募期間

令和元年5月7日（火）～同年6月12日（水）まで〔締切日必着〕

### ●趣旨

我(和)がまちづくり(いしかわ地域の魅力創造まちづくり事業)は、  
“元気な住民と元気なまち”をつくりだすための、**風土・食・伝統をテーマとした継続的なまちづくり活動**に、活動費用の一部を(公財)いしかわまちづくり技術センターが助成いたします。

### ●応募条件と対象活動

1. 石川県に活動拠点をおき、活動していること
2. 規約等を定めて継続的に活動していること
3. 県内在住または在勤者が活動の主体であること
4. **地域住民が主として**参加する活動であること
5. 地域住民がまち(まちづくり)を知り・考える活動であること
6. 参加する地域住民が10名程度以上であること
7. 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの補助や支援を受けている事業でないこと  
(上記団体の助成制度に申請している場合、採用結果が6月末までの事業に限り申請が可能です)
8. 平成31年4月1日～令和2年1月31日の間に開催する活動であること

### ●助成金額(予定)

○ステップアップ部門：上限50万円×1件 (活動費用の2/3)

；設立より3年以上経過した団体や他団体と連携し活動する団体などが、さらに活動規模を広げるための支援

○チャレンジ部門：上限20万円×2件 (活動費用の2/3)

；活動初期段階の団体が新たな活動にチャレンジする場合や、継続団体が新たな活動を始めるための支援

○学生部門：上限10万円×1件 (活動費用の10/10)

；学生(大学・短大・専門学校などの学生)が主体となって地域の問題解決などに取り組むための支援

### ●対象となる経費

1. 活動を行うのに必要な経費(外部講師への謝金や旅費など)  
広報に要する経費(印刷費など)  
イベント開催に必要な経費(資料作成、消耗品など)
2. その他、当センターが必要と認める経費
3. 備品の購入(PCやプリンター等)や既存イベントに対する費用の補填は、**対象となりません**



### ■ 応募方法

「我(和)がまちづくり(いしかわ地域の魅力創造まちづくり事業)」実施申請書(第1号様式)、「申請団体概要書」(第2号様式)に規約または会則、会員名簿、過去の活動資料を添付して、(公財)いしかわまちづくり技術センター(金沢市直江南2丁目1番地 石川県直江庁舎3F)まで持参いただくか、郵送または電子メールでご提出ください。

申請書はホームページからもダウンロードできます。▷▷▷ <http://www.machisen.jp/>

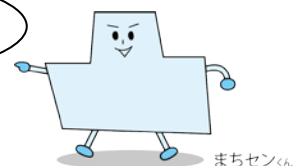
## ■ 募集要項詳細

趣 旨	～我(和)がまちづくり(いしかわ地域の魅力創造まちづくり事業)～ “元気な住民と元気なまち”をつくりだすための、風土・食・伝統をテーマとした継続的なまちづくり活動に、活動資金の一部を(公財)いしかわまちづくり技術センターが助成いたします。
応募期間	令和元年5月7日(火)～同年6月12日(水)まで〔締切日必着〕
応募できる団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川県に活動拠点を置き、活動していること</li> <li>・規約等を定めて継続的に活動していること</li> <li>・県内在住または在勤者が活動の主体であること</li> <li>・過去に助成を2回受けたことが無い団体であること</li> <li>・民間会社等からの応募については、地域団体等との共催により連名の申請であること</li> <li>・学生部門の応募については、学校と事前に協議した活動であること</li> </ul>
助成対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で行うまちづくり活動であること</li> <li>・地域住民が主として参加する活動であること</li> <li>・地域住民がまち(まちづくり)を知り・考える活動であること</li> <li>・参加する地域住民が10名程度以上であること</li> <li>・平成31年4月1日～令和2年1月31日の間に開催する活動であること</li> <li>・営利を目的とした活動でないこと</li> <li>・学生部門については、地域へ還元される活動であること</li> </ul>
助成金額と支払いについて	上限50万円×1件、上限20万円×2件、上限10万円×1件(予定) 採用となった活動について「活動報告書」及び「収支報告書」とあわせて請求書をご提出いただき、活動成果報告会後をもって指定口座に入金させていただきます。(ただし、必要があると認められた場合は概算払いを行います) 口座をお持ちでない団体は、口座を開設していただくこととなります。
審査方法	投資効果が高いと思われる活動の中からセンター独自の審査基準により、書類選考で決定します。ただし、必要に応じて内容等の聞き取りを行います。なお、応募多数の場合は、新規団体・新規活動を優先する場合があります。採用決定通知は7月上旬を予定しております。
選考にあたって	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に根ざしたまちづくり活動であるか</li> <li>・地域の資源(お宝)を知り・考える活動であるか</li> <li>・助成により今後活動が継続し、発展する可能性があるか</li> <li>・既存の活動の場合は、今年度新たな取り組み内容があるか</li> </ul>
活動成果の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇活動報告書などの提出 活動終了後、1ヶ月以内に「活動報告書」及び「収支報告書」を作成し、提出していただきます。収支報告書には、活動費用の内訳を記載し、領収書等の証拠書類も添付願います。</li> <li>◇活動成果の報告会 <u>活動内容については、公開の場で活動成果の報告を行っていただきます。報告会は令和2年2月を予定しています。</u></li> <li>◇アンケート調査 助成後における団体の活動等について、アンケート調査を行う際にはご協力のほどお願い致します。</li> </ul>

## ■ お問い合わせおよび提出先

〒920-8214  
 金沢市直江南2丁目1番地 石川県直江庁舎3階  
 (公財)いしかわまちづくり技術センター  
 TEL 076(239)1616  
 FAX 076(239)1606  
 URL <http://www.machisen.jp/>  
 e-mail [machisen6@m3.spacelan.ne.jp](mailto:machisen6@m3.spacelan.ne.jp)

平成31年3月25日  
より移転しました



まちせん

